



教小第696号
令和2年2月28日

各市町村教育委員会教育長 }
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための公立小・中学校等の臨時休業の要請について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策については、すでに御対応いただいているところですが、現在、国内でも感染が拡大し、児童生徒や教育関係者への感染も確認されているところ です。

つきましては、国からの要請を踏まえ本県における徹底した感染拡大防止対策を講じていくため、下記の事項を要請いたします。

今後、詳細については随時連絡いたします。

記

1 臨時休業の要請

- (1) 貴所管の全小・中学校等において、令和2年3月2日から学年末休業日の前日まで臨時休業とする。
- (2) 休業期間中に子供たちが不要不急の外出をしないよう指導する。
- (3) 学校における授業や部活動、給食の支給等を行わない。
- (4) 小学校低学年や特別支援学級の児童・生徒等で自宅で一人で過ごすことができない場合は、学校で受け入れる。その際、子供の送迎については、保護者の責任とする。また昼食についても持参すること。

2 卒業式等の実施について

- (1) 実施する場合は、必要最小限（卒業生及び教職員のみで実施するなど）かつ万全の感染予防対策を講じた上で実施する。
- (2) 修了式等は、実施しない。

3 その他

- (1) 県公立高等学校入学者選抜の実施については、全日程を実施する。
- (2) 別添「大野元裕埼玉県知事からのメッセージ」を児童生徒、保護者へ周知する。
(URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/documents/message20200228.pdf>)